

(地震災害対策編)

【 目 次 】

《地震災害対策編》

第1部 総則

第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の理念	2
第4節 計画の修正	3
第5節 計画の周知	3
第6節 計画の運用・習熟	3
第2章 防災関連機関の業務の大綱	4
第3章 町民及び事業所の基本的責務	10
第4章 町の地域特性及び災害特性	12
第5章 災害の想定	13

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備	18
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	18
第2節 防災構造化の推進	23
第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	27
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	29
第5節 危険物災害等の防止対策の推進	36
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	37
第7節 地震防災研究の推進	39
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	40
第1節 防災組織の整備	40
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	44
第3節 地震等観測体制の整備	48
第4節 消防体制の整備	50
第5節 避難体制の整備	53
第6節 救助・救急体制の整備	62
第7節 交通確保体制の整備	66
第8節 輸送体制の整備	68
第9節 医療体制の整備	70

第10節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備	72
第3章	町民の防災活動の促進	78
第1節	防災知識の普及啓発	78
第2節	防災訓練の効果的实施	82
第3節	自主防災組織の育成強化	85
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	90
第5節	防災ボランティアの育成強化	91
第6節	企業防災の促進	93
第7節	要配慮者の安全確保	94

第3部 地震災害応急対策

第1章	活動体制の確立	97
第1節	応急活動体制の確立	97
第2節	情報伝達体制の確立	105
第3節	災害救助法の適用及び運用	110
第4節	広域応援体制	115
第5節	自衛隊の災害派遣	119
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	125
第7節	ボランティアとの連携	128
第8節	災害警備体制	131
第2章	初動期の応急対策	133
第1節	地震情報等の収集・伝達	133
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	136
第3節	広報	141
第4節	消防活動	145
第5節	危険物の保安対策	147
第6節	水防・土砂災害等の防止対策	148
第7節	避難の勧告・指示、誘導	150
第8節	救助・救急	159
第9節	交通確保・規制	161
第10節	緊急輸送	165
第11節	医療・助産・メンタルケア	170
第12節	要配慮者への緊急支援	178
第3章	事態安定期の応急対策	181
第1節	避難所の運営	181
第2節	食料の供給	185
第3節	応急給水	189

第4節	生活必需品の給与	192
第5節	感染症予防対策	196
第6節	動物保護対策	199
第7節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	200
第8節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	205
第9節	住宅の供給確保	209
第10節	文教対策	212
第11節	義援物資等の取扱	216
第12節	農林水産業災害の応急対策	218
第4章	社会基盤の応急対策	222
第1節	電力施設の応急対策	222
第2節	ガス施設の応急対策	225
第3節	上水道施設の応急対策	227
第4節	下水道施設の応急対策	228
第5節	電気通信施設の応急対策	229
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	230
第4部 地震災害復旧・復興		
第1章	公共土木施設等の災害復旧	233
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	233
第2節	激甚災害の指定	235
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	236
第1節	被災者の生活確保	236
第2節	被災者への融資措置	245